

平成31年度中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）実施要項細則

さいたま市教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）の円滑、適切な実施を図るため中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）実施要項第8項に基づき、中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）実施要項細則を定める。

2 所 管

教育公務員特例法第24条及び教育研究所条例第2条に基づき、さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が実施する中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）は、教育研究所が所管する。

3 研修期間

中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）は、該当年度の1年間とする。

4 研修計画

中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修）教員は、教育研究所等における「機関研修」を受けるとともに、所属校において「学校研修」を行うものとする。

（1）機関研修

ア 機関研修は、教育研究所が計画し、教育委員会他課及び民間企業、大学等の協力を得て実施する。

イ 年研研修計画に基づき、教育研究所は「機関研修項目」を示す。

ウ 機関研修項目には、「企業等体験研修」を位置付ける。実施に当たっては、別に「企業等体験研修」実施要領（p.5）を定める。

（2）学校研修

ア 年間研修計画に基づき、教育研究所は「学校研修項目」を示す。

イ 学校研修は、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて行う。

ウ 学校研修の1単位時間は、小学校・特別支援学校小学部は45分、中学校・特別支援学校中学部・特別支援学校高等部は50分とする。

7 その他

（1）必要な事項は、別に定める。

（2）この細則に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。